

第 29 回労連定期大会神奈川労連第 29 回定期大会 水谷議長あいさつ

2013 年 9 月 7 日建設プラザ

第 29 回定期大会に参加の代議員、特別代議員、大会参加者の皆さん、お早うございます。また、公私ともにお忙しい中、私どもの定期大会に激励に駆け付けていただいた、ご来賓の皆さま。心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

神奈川労連第 29 回定期大会の開催にあたり、幹事会を代表して、三つのことを中心に、ご挨拶申し上げます。

(1) まず第一に、東京電力福島第 1 原発は、大量の放射線の大気中への放出、高濃度放射性物質を含む汚染水が地中と海へたれ流しされている重大事態にあります。2020 年のオリンピック開催国を決める I O C 総会でも大問題になっています。8 月 19 日東電は 120 リットルの汚染水の漏れしかないと発表しましたが、海外メディアによる大量の汚染水が外洋に流れている報道におされ、翌日に東電は 8000 万ベクレル汚染水が 300 トンも海にたれ流されていることを認め、福島沿岸の漁業組合は試験操業中止に追い込まれました。その後も、合計 1000 基以上の汚染水貯蔵タンクのうち同型の 350 基から汚染水が漏れ、場所によっては 4 時間以内で人間は確実に死んでしまうほどの放射線量が計測されています。いま現在も、人間を含む動植物を死滅させる大量の放射線が大気へ、体内被曝すると骨のがんや白血病を引き起こす恐れのある半減期約 29 年のストロンチウム 90 などが地下水と、海中へ放出されています。原発事故は収束どころか、まさに非常事態のまっただ中にあります。このまま放置していたら東北・関東地方は勿論、地上も海も大変な量の放射性物質で汚染され、取り返しのつかない食糧汚染や環境破壊の恐れがあります。韓国政府は東北地方などの食料輸入を中止し、中国は日本への観光を控える動きになっています。国と東電は、原発事故の収束宣言を直ちに撤回して、この放射線放出と汚染水対策に万全を尽くすべきです。

毎週金曜日、首相官邸前、全国の電力会社や街頭で、再稼働反対、輸出もヤメロ、直ちに廃炉、再生可能エネルギーへの転換を訴える行動が継続されています。特に横浜市中区の東電神奈川支店前では若者たち中心に、昨年 11 月から毎週金曜日 7 時から 8 時、43 回も行動が継続されています。この次世代を担う若者たちの自発的で創造的な行動、命と健康・食糧と環境を守る正義感と使命感に燃えたこの行動に、私たち神奈川労連も全面的に応援し、積極的に参加しようではありませんか。また 9 月 25 日昼休みの横浜港・海上デモも成功させて、この神奈川から全国・全世界へ、原発ゼロ、米軍原子力空母の母港化撤回、汚染水止めろ、再生可能エネルギーへの転換を、強力に発信していこうではありませんか。

(2) 第 2 は、1989 年 11 月 20 日に結成された全労連、1990 年 1 月 30 日に結成された神奈川労連。あと 1 年少しで 4 半世紀の 25 年周年を迎えるこのナショナルセンター、ローカルセンター、単産、地域組織。この間の運動・組織の到達点と教訓を踏まえて、要求で団結し、要求を実現する労働組合、その役割と任務をどう果たすのか、自己点検と、建設的な相互批判を率直におこなうことが必要だと思います。

1) 労働組合と言えば賃金と社会保障。そして労働時間の短縮、安全衛生や雇用の拡充、人間らしく生き働くルールの確立。しかし賃金は 1997 年をピークに現在は 70 万円も平均賃金が下落。非正規の増大で青年と女性の半数は不安定雇用。長時間過密労働で過労死やメンタル、ブラック企業の横行。社会保障と労働法制の連続改悪。日本の大企業が世界に進出し、この害悪を海外に普及させ、各国の労働者が被害を受けており、4 月のフランス C G T との会談では、日本

には抵抗運動、まともな労働運動はないのか、と厳しく批判され、本場のフランスデモにも参加して、私は日本の労働運動の弱さが身にしみました。この事態を率直にみて、まともな労働運動を再構築するチャレンジを本格的に進めることが、喫緊の課題です。

私たちは、『最賃・公契約・均等待遇』運動、非正規争議、県労委や労働審判での役割発揮などで、まともな労働運動の再構築の突破口を切り開いています。特に、全国初めての最賃裁判と憲法 25 条共闘、公契約条例制定運動、山場を迎えた非正規争議で前進・勝利して、労働運動ここにありをしめそうではありませんか。

春闘をどう再構築するのか。これも重要なテーマです。産業別・業種別・地域別の年齢別世帯別のモデル賃金を設定して、このモデル賃金を統一要求として、大企業の内部留保吐き出し、中小企業への支援強化、均等待遇、官民共同の統一闘争に発展させる必要があると思います。議論を深めていただきたいと思います。

2) つぎに選挙闘争です。特定政党の支持押し付けには断固反対ですが、労働組合は選挙を取り組まないという、中立主義も克服していかなくてはなりません。私たちが納める税金の集め方、その税金の使い方を決めるのが政治です。その政治方向を決する選挙。消費税も労働法制や社会保障の在り方も選挙の結果で決めます。民主党の裏切り、自民党政治によって憲法違反の消費増税も労働法制・社会保障も連続改悪です。この悪政に対決して、私たちの切実な要求をどの政党派が実現してくれるのか、組合員の要求に責任を持つ立場で、積極的に要求実現選挙を闘うことが必要です。川崎市長選挙は、神奈川労連も川崎民主市政をつくる会に参加しています。要求実現のために、神奈川労連の仲間でもある『君嶋ちか子』候補当選のために全力で川崎市長選挙に取り組むことを呼び掛けます。

3) そして憲法闘争です。自由法曹団の仲間の弁護士たちは、県内各地で 170 回以上の憲法学習会に出かけて憲法学習を推進しています。しかしこの憲法学習会、労働組合は非常に弱い、遅れていることを指摘されています。先日の憲法共同センターでの坂本修弁護士の講演では、衆参で圧倒的多数をしめる自民党は保守政党から右翼の政党に変わり、憲法改悪に本気で立ち向かっている、解釈改憲と明文改憲・立法改憲に本気だと、警鐘をならしました。しかし脆弱な安倍内閣の本質を突いたたたかい、大義なき壊憲、96 条・9 条改憲反対の国民多数の世論、民意とのネジレを拡大すれば、この策動を突破できることも強調されました。私たちの生活と権利、平和と民主主義を守り発展させるためには、憲法改悪に断固反対し、この憲法を守り活かしていくことは要求闘争にとって最も重要です。『知は力』、全組合員、すべての職場での憲法学習、勤労者通信大学・憲法コース受講運動を推進して、この憲法闘争の先頭に立とうではありませんか。10 月 15 日ごろ国会開会。秘密保全法、労働法制改悪阻止に直ちに立ち上がろう。

(3) 第 3 番目は、組織の拡大強化です。神奈川労連は、結成時 7 万 5 千人から 20 周年で 10 万 3 千人の最高組織人数となり、現在は減少して約 9 万 7 千人です。『組織拡大こそ最大の要求実現闘争』『地域からの組織化』を実践してきました。第 3 号議案では、第 5 期の 3 か年計画の総括と第 6 期 3 か年計画の予備提案をおこないます。各組織の隅々まで現実をリアルに見る、拡大運動前進の教訓を学びあう、そして『地域を軸にした組織化』、次世代幹部活動家育成に、神奈川労連全体の『知恵と力』を集中することが求められています。率直な意見交換をお願いします。

戦闘的で積極的な歴史と教訓を継承する労働運動への挑戦、要求実現の選挙闘争、組織拡大は最大の要求実現闘争、そして『歴史に学び、新しい歴史をつくる』、大志と気概をもって、組織拡大と要求運動の飛躍を勝ちとろうではありませんか。活発な討論を期待して挨拶とします。

以上